

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

家畜改良増殖法施行規則の一部改正の改正について

下記のとおり、家畜改良増殖法施行規則の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、下記の要領で御提出下さい。

記

- 1 件名
家畜改良増殖法施行規則の一部改正について
- 2 対象品目
家畜の精液及び受精卵（関税番号）0511.10, 0511.99
- 3 趣旨及び目的
家畜改良増殖法施行規則を改正し、特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する事項を定める。
- 4 施行予定日
令和2年10月
- 5 意見提出先
農林水産省生産局畜産部畜産振興課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3501-3777 内線4913
FAX 03-3593-7233
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後45日間